

第 7 回
十勝中央合併協議会
会 議 録

平成 1 6 年 7 月 2 3 日

十勝中央合併協議会

第7回十勝中央合併協議会

議事日程

第7回十勝中央合併協議会

(平成16年7月23日 13時58分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	報告第17号 新町名称候補選考及び議会議員の定数任期 小委員会の報告について	4分
日程第4	報告第18号 新町建設計画小委員会の報告について	5分
日程第5	協議第14号 合併の期日について	6分
日程第6	協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて	7分
日程第7	協議第16号 交通関係事業の取扱いについて	8分
日程第8	協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて	9分
日程第9	協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて	10分
日程第10	協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて	18分
日程第11	協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	19分
日程第12	協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い について(提案・説明)	19分
日程第13	協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて(提案・説明)	23分
日程第14	協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて(提案・説明)	27分
日程第15	協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いに ついて(提案・説明)	31分
日程第16	協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて(提案・説明)	34分
日程第17	協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて(提案・説明)	36分
日程第18	第8回協議会の開催期日について	39分
日程第19	閉会	42分

会 議 録

第7回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年7月23日
2. 招集の場所 幕別町民会館
3. 開会 7月23日 13時58分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (32名)
会長 幕別町 岡田和夫
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨藤太郎 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 瀨上良明 吉村学 宮本真由美
更別村 江本信吉 渡辺春雄 赤津寛一郎 本多芳宏 林中建夫
鈴木英治 西田勉 水口光浩 鈴木輝子
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫
村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (1名)
更別村 徳尾進
7. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会
幕別町 農林課長 増子一馬(産業部会長)
町民課長 熊谷直則(住民部会長)
保健福祉センター所長 佐藤昌親(保健福祉副部会長)
農業委員会事務局長 長屋忠弘(農業委員会部会長)
更別村 企画政策室参事 山崎剛(企画部会長)
教育委員会次長 林光男(教育部会長)
9. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司
調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広

10. 報告

報告第17号 新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について

報告第18号 新町建設計画小委員会の報告について

11. 協議

協議第14号 合併の期日について

協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて

協議第16号 交通関係事業の取扱いについて

協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて

協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて

協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（提案・説明）

協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて（提案・説明）

協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて（提案・説明）

協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて（提案・説明）

協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて（提案・説明）

協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて（提案・説明）

12. 会議録署名委員の指名

更別村 渡部春雄 赤津寛一郎

13. 傍聴人 (8 人)

議事の経過

(平成16年7月23日 13:58 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 委員の皆さんには、何かとお忙しい中、そして連日の猛暑の中、第7回の協議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

大変暑い日が続いておりますけども、私どもの町も、昨日あたりから小麦の収穫作業が始まったというふうに伺っております。これから8月上旬にかけて、夜を徹しての作業が続くのだらうというふうに思っております。なんとか農家の皆さん、あるいは関係者の皆さん、作業中の安全に十分な注意を頂きながら、笑顔のうちに収穫が終わるようにと願っているところであります。

それでは、委員の半数以上のご出席を頂いておりますので、規約第10条第1項の規定により、ただ今から第7回十勝中央合併協議会を開会致します。

本日も、たくさんの案件がございます。長時間に及ぶものと思われております。どうか、上着などを着られている方、脱いで頂いて結構かというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

[会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) それでは、日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、更別村の渡辺委員、赤津委員を指名致します。

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 更別村の徳尾委員から、欠席される旨のご連絡を頂いております。

以上でございます。

[報告第17号 新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について]

議長(岡田和夫) それでは、日程第3、報告第17号、「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について」を議題と致します。

本保委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長(本保証喜) それでは、着席のままで報告をさせて頂きたいと思っております。

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、第2回新町名称候補選

考及び議会議員の定数任期小委員会の会議内容につきまして、議案書に従い、ご報告を致します。

1及び2につきましては、6月28日、更別村ふるさと館を会場に、本小委員会委員9名全員のご出席を頂き、午後2時過ぎから約1時間、審議を行いました。

3の会議内容につきましては、まず、(1)の『新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について』、審議を致しました。

住民説明会が8月の開催となりましたことに伴い、公募期間を9月1日から1カ月間とし、以下、作業スケジュールを繰り下げ、11月中旬に協議会へ報告を確認致しました。

次に、(2)の『議会議員の定数任期に関する3町村の検討状況について』は、開催日時点における3町村の検討状況を報告のうえ、意見交換を行ったところでありますが、8月末をめどに3町村議会の意向、さらには考え方を集約することを確認したところであります。

(3)『選挙区定数の選択パターンについて』、選挙区を設置するとした場合における選挙区定数のパターンについて事務局から説明を受け、内容を確認したところであります。

なお、新町の名称公募に関しましては、8月1日の協議会だよりに「応募はがき付きチラシ」を折り込み、あわせまして3町村の公共施設等にチラシを配布する予定でありまして、現在、事務局におきまして、その準備作業を進めているところであります。

以上、新町名称公募選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告とさせていただきます。

議長（岡田和夫） 委員長からの報告が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたら、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見、ご質問がございませんので、報告第17号は、委員長の報告どおり、ご承認頂いたものと致します。

[報告第18号 新町建設計画小委員会の報告について]

議長（岡田和夫） 日程第4、報告第18号、「新町建設計画小委員会の報告について」を議題と致します。

齊藤委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長（齊藤順教） 十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、第7回新町建設計画小委員会の会議内容につきまして、議案書に従いまして報告を致し

ます。

第7回新町建設計画小委員会につきましては、6月29日午後1時から2時20分まで、幕別町民会館におきまして、委員18名全員のご出席を頂き、開催されました。

会議内容でございますが、(1)の『新町建設計画の策定について』は、事務局から資料の説明を受け、建設計画の策定手順及び内容について確認をしたところであります。

(2)の『主要施策の意見・提言について』は、これまでの小委員会において出された意見・提言及び3町村の住民検討会議において出された意見・提言の集約を確認するとともに、集約した意見・提言を踏まえて、今後の建設計画の検討作業を進めることとしております。

(3)の『将来人口推計について』でございますが、3町村が合併した場合の新町の将来人口の見通しにつきましては、新町のまちづくりを検討するにあたって重要な事項であり、建設計画にその内容を掲載することとしておりますことから、事務局から新町の将来人口推計の考え方などについて説明を受けたものであります。

事務局からは、3町村の最近の人口動向は、過去の国勢調査人口の推移とは異なる状況にあり、それぞれの動向をできる限りの確に反映させるためには、3町村異なる推計方法により得られた数値を合算することが最も妥当という考え方と、その考え方に基づいた平成32年人口は、3万3,526人という推計結果が示され、本委員会と致しましても推計の考え方及び推計結果を確認、了承したところであります。

なお、将来人口推計の考え方などにつきましては、建設計画検討状況の中間報告という形で、次回の協議会で資料に基づき、詳しくご説明させて頂きたいと思っております。

以上、新町建設計画小委員会の報告とさせていただきます。

議長（岡田和夫） 委員長からの報告が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたら、お受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見、ご質問がございませんので、報告第18号は、委員長報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

[協議第14号 合併の期日について]

議長（岡田和夫） 次に、協議に入らせて頂きます。

協議第14号から協議第20号までにつきましては、前回、提案説明を致しておりますので、本日は協議に入らせて頂きます。

それでは、日程第5、協議第14号、「合併の期日について」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 14 号、「合併の期日について」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 3 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましては、第 6 回協議会におきまして、提案説明をさせて頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『合併の期日は、平成 18 年 1 月 10 日とする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がございませんので、協議第 14 号、「合併の期日について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 14 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 15 号 広報・広聴事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 日程第 6、協議第 15 号、「広報・広聴事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 15 号、「広報・広聴事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 4 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『1 広報紙については、新町において毎月 1 回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時まで調整する。

2 広聴については、実施内容について、合併時まで調整する。

3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。

4 行政懇談会については、新町において調整する。

5 町勢要覧については、新町において発行する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がございませんので、協議第15号、「広報・広聴事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第15号は、原案のとおり決定されました。

[協議第16号 交通関係事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 日程第7、協議第16号、「交通関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第16号、「交通関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。
- 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。
- 3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時まで調整する。
- 5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 6 交通指導員については、合併時に再編する。
- 7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。』と、するもの

のであります。

以上です。

議長(岡田和夫) 事務局より説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。ありませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がございませんので、協議第16号、「交通関係事業の取

扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第16号は、原案のとおり決定されました。

[協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第8、協議第17号、「児童福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第17号、「児童福祉事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。
- 4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。
- 5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。
- 6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。
- 肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。
- 8 認可外保育所(へき地保育所)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。』と、

するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） 要望案件になろうかと思うんですけども、協議 17 号、児童福祉の取扱いのことからですね、18 号の高齢者福祉事業の取扱いと、第 19 号、福祉事業の取扱い等もいえることですが、これらの具体的な調整方針の検討の際にですね、住民サービスの水準を、大きな町に合わせることでなくして、2 村で横出しのよい福祉サービスもあるわけですから、専門部会で検討される場合には、それらをですね、十分考慮されまして、当分の間、緩和の措置をとれるような、そのような検討を考慮に、前提に置きながら、その検討をして頂きたいというご意見を述べたいと思います。

要望として、お願いしておきたいと思います。

議長（岡田和夫） はい、わかりました。

これらについては、その旨、専門部会の話し合いの中で、十分それらが反映できるように、お話をさせて頂きたいというふうに思います。

ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 他にご意見がないようでありますので、協議第 17 号、「児童福祉事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 17 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 18 号 高齢者福祉事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 9、協議第 18 号、「高齢者福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 18 号、「高齢者福祉事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。

現行のとおり新町に引き継ぐもの。

合併時に再編するもの。

合併時までに調整するもの。

新町において調整するもの。

合併時に廃止するもの。

3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。

(1) 基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。

(2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

西田委員。

委員（西田勉） この6月ですね、開かれた、高齢者福祉事業の問題ですね、これの説明をちょっと読んだわけですけども、この敬老事業ですね、このページでいくと前のやつですね、これ。41ページですか、なりますけれども。

そこにですね、敬老祝金及び長寿祝金については、合併時に再編すると。敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時までに調整をします。

こういうふう^{うた}に謳われていて、結局、敬老祝金とか長寿祝金については、合併時に再編をすると、こういうふう^{うた}に謳われているわけですけども、ちょっと内容を見ますとですね、だいぶん開きがあるんですよ。

幕別さんあたりの場合は、皆さん長生きするせいかね、80歳以上で初めてお祝いをもらうと。それから、更別は寿命が短いせいかな、70歳。それから忠類は75歳と、ばらばらなんですよ。

そうするとですね、単純計算しても、更別の場合ですね、70歳から頂いたものが、今度、新町になって、長生きするせいばかりでなくて、幕別町が財政が苦しいからこういうふう^{うた}にやったのではないかと、私は推測していますけどね。

そうした場合に、なおさら、新町ができて財政は苦しいということになって、幕別並みということになってしまえばですね、今まで70歳から頂いていたですね、敬老金が10年間お預けになると。

これ金額はですね、年1万円ですから、たいしたことないと思いますけれども、問題は、その頂く、頂かないという精神的な問題で、年配の方はかなりショックを受けられるのではないかと。

こういう問題をですね、これでいくとですね、忠類さんのお年寄りが一番恵まれているような感じがするわけですよ。

そして、これが合併時に再編するということは、これは、ここにいらっしゃる委

員の方は関係なくですね、これに従って、事務局の方が処理されるのではないかと、こう思いますね。

そうすると、事務局の方が忠類型をとるか、更別型をとるか、または幕別型をとるか。これは忠類型をとれば、幕別のお年寄りは皆さん喜ばれるわけですが、幕別型をとるとですね、今まで当たったものが当たらなくなるというようなことですね、当然、意見として出されるわけです。新町になったことで、えらい損をしたというような問題が起きると。

それを防ぐためにもですね、むしろですね、敬老祝金とですね、それと長寿の祝金とかというものにつきましては、だいたい、どの線で行くということですね、お聞かせ願えればですね、当然、8月にはですね、住民の皆さんに合併という問題についてご説明するときに、具体的にですね、こういう金銭的なものは、非常に数字ですから、はっきりわかるわけですね。それだけに、そういうものはですね、こういうわけでこうなるということですね、皆さんにですね、ご説明するのが良いのではないかと。

そのためにはですね、できたらですね、だいたい、どの、幕別型をとるか、更別型をとるか、または忠類型をとるかということですね、次回の8月までにですね、はっきりさせて頂いた方がいいのではないかと、かように考えますけど、どんなもんですか。

議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） ただ今のご質問、要望といたしますか、本日、この調整方針が決定されますと、各専門部会等で細部の詰めに入って行くわけです。

現在までもそうでしたが、いわゆる決定されました調整の大原則というものの中の縛り。この大原則といたしますのは、公平性の確保でありますとか、健全財政の確保、それから負担行為の原則、この3つをですね、総合的に絡めながら、3町村部会、専門部会で検討していくと。

今、おっしゃられたようなことは、当然、専門部会におきましても議論されて、なかなか難しい問題なのだろうなというふうに思っております。

その中で、専門部会で、どのような話し合いが出されているのかということで、感じをお掴まえ頂ければというふうに思いますので、専門部会長さんの方から、もしありましたら。

保健福祉副部会長（佐藤昌親） ただ今、ご質問ありました敬老祝金につきましてはですね、まだ個々具体的な詰めの作業というのは、今、現在、まだ入っておりません。それにおきましては、今後、鋭意詰めていくという作業が出てまいるかと思えます。

今もありましたように、財政的な関係、あるいは負担の関係、あるいは公平性の関係、広い見地からですね、専門部の中で揉んでいくということですので、

今しばらく猶^{ゆうよ}予を頂きたいというふうに思っております。

議長（岡田和夫） 西田委員。

委員（西田勉） 今ですね、私がお話しているのは、8月にですね、住民の説明をやらなければならないわけですよ。そのときにですね、何ら具体性のないものをのうのと述べられてもね、住民の方わかるはずないですよ。

そういう点ですね、この間の議論になった保険の問題とかですね、それからこの敬老事業の問題とかというもの、数字的なものをはっきり示してですね、こういうふうになるのだと。なぜなるかということは、当然説明しなければなりませんけれども、それをしないでですね、あとから、新町ができあがったと、そしたら急に養老年金もらえなくなった、だまされたと。そういうような問題起きても困るわけですよ。

また、こういう合併時に再編するということになれば、ここにいらっしゃる委員の方はですね、当然もうお辞めになっている時期ではないかなと。そうすると、事務局の方で片付けられると。事務局の方も、答弁はですね、当然ですね、この法定協議会で決定されたことに単に肉付けしたにすぎないと。だから、だらしのないのは法定協の委員だということになってしまうくらいがありますよね。中途半端で終わらせたと。

ですから、こういう数字的なものはですね、住民の方に、はっきりわかりやすく、できるだけ早く説明するのが大事でないかと。ただ、いたずらにですね、まだ協議中、協議中で、終わってしまったら困るわけですよ。

その点、どういう考えですか。

議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） 法定協議会の、まず位置付けとしましてですね、当初、ご決定を頂きました7つの^{くわ}区分けで整理しましょうと。これは、いろいろな数多くの問題がありますけども、方向性の確認という意味での役割ではないかというふうに考えています。

しかしながら、住民に対しては、できるだけ早い時期に、より具体的なものを、お示しをしたいということは、前回もお話しを致しておりますけども、なかなか調整に時間がかかることでありまして、8月の説明会に何本出ていくのかなというような感じでおります。

といたしますのも、6月にこの法定協議会がありまして、そこから大まかな項目が、ある程度、具体的な調整に入れるということで決定を頂いた。時間的にもですね、なかなか詰まってこないというのは現状であります。

いずれに致しましても、思いのところは理解できますので、できるだけ職員みんな頑張って調整をするようなことで進んでいきたいというふうに思っております。

議長（岡田和夫） 西田委員。

委員（西田勉） 住民の方がですね、一番興味のあるのはですね、難しいことよりも身近な問題についてですね、どうなるのかということについてね、新町になったらどうなるかということに非常に興味を持っていらっしゃる。

それだけにですね、何万円という数字がわからなくてもですね、だいたいですね、私が先ほどお話ししたようにですね、幕別型になるのか、更別型になるのかですね、忠類型になるのかと。

私の考えではですね、これからの財政ということから考えれば、多分、幕別型ではないかなと推測はしていますけどもね、それをやはり住民の方にですね、納得をして頂いて説明するためには、できるだけ早い期間にですね、なんにも、住民に対する合併の問題の報告はですね、^{ちゅうしやうろん}抽象論でですね、具体的な数字は1つもないということになれば、これは各行政の長の方もですね、大変ご苦労なさるのではないかと思いますし、また、住民の方もなかなか納得しないのではないかと。

ですから、この問題についてはですね、少なくともアウトラインとしてはこの線でいきたいという線がはっきりすればですね、これは説明の仕方があると思うのですがね。

その辺、どんなもんですか。

議長（岡田和夫） 今、事務局長からもお話ありましたけれども、なかなか法定協議会の中で、1つひとつの数字を決めていくということは、非常に困難があるのだろうというふうに、私も思っております。

先般の国保税もそうですけれども、合併したときに、それでは私の家の国保税がいくらになるんですかと言われたときに、「はい、こういうふうになります。」というようなことが、この段階で、法定協の中で決めていくということは、これは不可能に近いだろうというふうに思いますし、もちろん今の敬老祝金、あるいは、それでは介護保険料はどうなるんだ、あるいは水道料はいくらになるんだ、下水道料はいくらになるんだ、保育料の負担金は今も差があるやつが、合併したら私の家の保育料はなんぼになるのだという、そこまでをこの法定協議会の中で、1つひとつ積み上げて決めていくということは、とてもではないけれども、難しいことではなからうか。

あくまでも法定協議会の中では、一定の方向性を示していくということでなければ、なかなか進んでいかないのではなからうかと。

当然、西田委員がおっしゃるように、住民からすれば、そんなものはどうでもいいんだ、自分たちの負担がどうなるのか一番知りたいのだから、それを早く示して欲しい、あるいは^{きゅうふ}給付がどうなるのかを一番先に示して欲しい。これはなかなか、言われることは最もだと思えますけども、それを示す側からすれば、そう簡単にはなかなかいかないのではなからうかというふうに思います。

というのは、これは先ほどもお話ありましたように、財政の問題も当然あるわけ

でありますし、合併したときにどういう人がどういう形で首長になっているのか、あるいは議会が、どういう構成で議会が構成されていくのか。当然ながら、そこに執行権なり議決権が、新しい町ではあるわけですから、今、この場で、こういうふうに法定協議会で決まったから、新しくなった首長さん、新しくなった議会議員は、このとおりやらなければだめですよということには、当然のこと、ならないのだろうというふうに思います。

ただ、方向として、どういう方向になっていくんだ。今のままいくのか、新しい町で新たに再編するのか、あるいは廃止するのか、統合するのかといったような基本的なことに視点があたっていく、決められていくのが、協議会の役割としての大きなところでなかろうか。

確かに、1つひとつ細かい数字を住民の皆さんに周知できれば、それに越したことはないんだろうと思いますけれども、今、この問題ひとつ、これから3町村の専門部会・担当者が集まって協議して、はい、幕別の80歳以上に決まりましたというようなことは、そこまで担当者の方で結論が出せるのかどうか。これは当然、お互いの意見が重なり合い、ぶつかり合って、方向性ということに出てくるのだろうというふうに思います。

もちろん、最初に言いましたように、示せるもの、決まっていけるものは、当然、報告し、住民の皆さんにお知らせをしていく、それに向かって協議を続ける。このことはもちろんだらうと思いますけれども、ただ、すべてを決めていくということは、なかなか難しいのでないかなというふうには思っております。

委員（西田勉） 今、おっしゃることは、良くわかるんです。

ただ、具体的にですね、細かい金額を、私はお話をしなくてもですね、財政からいってもですね、将来、どういうふうになるであろうというですね、予測というものはですね、ある程度、やはり住民の方に、せっかく新町ができるというのであれば、それなりの説明をするというのが、住民に対する親切ですよ。

何もわからないで合併させるわけにはいかない。やはり住民には、ある程度納得して、なるほどなというものを理解をして頂いて、そのうえで町村合併というものが実現するわけですから。

だから、抽象的なものばかり並べてもですね、なかなか住民の方は納得してくれない。ですから、1つでも2つでもですね、具体性ができたものを、中に挟んで説明することが、これはやっぱり住民に対する親切ではないかと。このように思いますけどね。

議長（岡田和夫） 何かありますか。

安村委員。

委員（安村豊治） 指名されたといいますが、何かあるかという問いですから、あえて言わせて頂きますけれども。

大変難しい基本的な問題にですね、今、そういう課題があるだろうと。当然、今の歳入の関係についても非常に難しいわけでありますから、その中でですね、10年程度の各事務事業の見通しについてですね、この協議会の中でやるということは、なかなか難しいのだろうというふうに思います。

ただ、この協議をするということは、合併をしたくない、合併の可能性をですね、高めるために行うのであって、決して合併の方向に向かせないということでないと思うんですね。

そのためには、やはり住民の皆さんが一番関心のある項目について、より深くですね、より具体的にやはり説明する努力をする、そういう考え方が極めて大切でないかと、そんなふうに思っております。

その中で、更別村の方から、前々回あたりから出ておりますけども、もっと調整方針を具体的にしたいと。こういうような意見・要望が出ていますわけでありまして、当初、先ほど、金子局長の方からですね、説明がございました。基本的に7項目、7種類、そういう形の中でですね、集約をするんだということでありまして。

合併時に調整するといいますが、これは住民の皆さん、どういうことをいわれているかわからないわけでありまして。そういう言葉の中に、やはり主語がですね、少しく抜けているのではないかと。こうこうこういうことだから、合併時まで調整しますよとかですね、新しい町に再編しますよということが、やはりないとですね、これは何回協議しても堂々巡りだ^{どうどうめぐ}というふうに、私はそういうふうに思うわけでありまして。

その辺のところですね、岡田会長がちょっと水を向けてくれましたから、基本的に、その辺が違うのかなと、私はそのように思っている次第でございます。

議長（岡田和夫） 西田委員。

委員（西田勉） 今ですね、更別の村長さんもおっしゃいましたけどもですね、やはり私らもですね、この会議に出席をさせて頂きまして、一番感じることは、何かですね、具体論があまりにも少なすぎるという感じは、はっきりして受けております。

と同時に、くどいようですけども、このような身近な問題というものについてはですね、私は言いたいんですね。具体的な数字の細かいところまでは申しませんが、だいたいこういう方向になるであろうというようなことを、住民の方でですね、ご説明したいと。また、そうしていかないとはですね、住民説明に何をやるのかということと言われる可能性は多分にあるわけですね。

ですから、そこら辺をですね、事務局の方でもですね、大変お忙しいとは思いますが、もう少し具体的なものを出して頂きたいと、このように思います。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんか。

渡辺委員。

委員（渡辺春雄） ちょっと関連でお聞きしたいんですけども、今、更別の方から、住民説明の云々が出ておりますけれども、4回目くらいのときに確か私、住民説明、合併時の云々で、住民説明がどこまでできるのかという話をしたときに、8月に概ねのことは、住民説明に持っていけるという事務局の話だったと思うんです。

今、ここまできてですね、8月の20日から4日間、住民説明をやるということですけども、今のところ、概ねどのくらい、その45項目あるうちの、だいたいのどのくらい、何パーセントくらいもって、その住民説明に入れる状態になっているのか。その辺をちょっと、この件とはちょっと、関連でお聞きしたいんですけども。

今、そういう説明できないということであれば、会議終了間際のときでもよろしいですけども、そういう報告できないでしょうか。

議長（岡田和夫） 事務局次長。

次長（阿部義昭） お答え申し上げます。

現在までの協議状況ですけれども、部会・分科会等を経まして、最終的にAランクと致しましたのが、約470項目、約467項目ということで、Aランクで進んでおりますけれども、現在のところ、6月提案、7月提案も含めると、そのうちの約70%が、いわゆる協議のたたき台として上がって、決定、もしくは説明をさせて頂くという形になっているところがございます。

先ほど、ご質問の協定項目45項目でいきますと、今回の協議会に決定を頂く手はずになっている部分までで20項目。それから、今回提案が6項目ということになります。

さらに、小委員会付託が6項目になりますので、決定すべてということではありませんけれども、7月末現在、本日現在で、仮に決まったとか、提案という意味でいきますと、45項目中39項目の提案というか、とっかかりになっているという部分で、順調にいきますと、71%という形で、先ほど、ご質問等のございました細部については、こういった調整方針が決まりましてからの具体的な詰めということで、各部会・分科会等でも非常に大車輪で進めては頂いておりますが、項目数的にはこういうAランクでは70%、それから協定項目の45の中では32項目程度という形でございます。

以上です。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

委員（渡辺春雄） 了解。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんか。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 他にご意見がないようでありますので、協議第18号、「高齢者

福祉事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 18 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 19 号 障害者福祉事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 日程第 10、協議第 19 号、「障害者福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 19 号、「障害者福祉事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

- 『 1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。
- 3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時までに調整する。
- 5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者(児)補装具交付事業及び身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

以上です。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

ありませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がございませんので、協議第 19 号、「障害者福祉事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 19 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 20 号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 日程第 11、協議第 20 号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 20 号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 9 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましても、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『 1 2 町村が実施している友好提携^{ゆうこうていけい}については、提携に至った経緯^{かんあん}などを勘案し、合併時まで調整する。

2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

3 町友（文化大使）については、事業のあり方について合併時まで調整する。

4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。

5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。』と、するものであります。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見をお受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、協議第 20 号、「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 20 号は、原案のとおり決定されました。

ここで、50 分まで休憩をさせていただきます。

14：43 休憩

14：51 再開

[協議第 21 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて]

議長（岡田和夫） それでは、休憩を解いて再開させていただきます。

次に、協議第 21 号から協議第 26 号までの 6 協議項目につきましては、本日は提案・説明とし、次回に協議を致します。

議長（岡田和夫） それでは、日程第 12、協議第 21 号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 21 号、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 10 ページ、資料は 1 ページからになりますが、まず、資料の 1 ページをご覧ください。

3 町村の農業委員の現員数ですが、幕別町において選挙委員が 13 名、選任委員が 7 名の計 20 名、更別村においては選挙委員が 10 名、選任委員が 5 名の計 15 名、忠類村において選挙委員が 10 名、選任委員が 4 名と計 14 名となっております。3 町村では、選挙委員が 33 名、選任委員が 16 名の合計 49 名となっております。

任期は平成 17 年 7 月 19 日、選挙区数は 1 選挙区、総会の開催回数は年 12 回と、3 町村とも同一であります。

以下、3 町村の合計ですが、区域面積が 6 万 5,445 ヘクタール、農地面積が 2 万 9,088 ヘクタール、農家戸数が 1,015 戸、選挙人名簿登録者数が 3,175 人となっているところであります。

2 ページになりますが、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する制度の内容を五つのパターンに分けて載せております。

につきましては、『合併後に 1 つの農業委員会を設置』する、いわゆる、原則中の原則といえるパターンであります。

合併関係市町村の農業委員会は、すべて廃止され、新設の市町村に一つの農業委員会を設置することとなりますので、合併後 50 日以内に「設置による一般選挙」を行うこととなります。

につきましては、『合併後に 1 つの農業委員会を設置』する点では、と同様ですが、在任特例を適用するパターンであります。

合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって、当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、合併関係市町村の協議により、10 人以上 80 人以内の範囲で定められた数の者に限り、合併後 1 年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができるものであります。

協議により定められた期間経過後は、原則に戻って一般選挙を行うこととなります。

3 ページをお開き下さい。

につきましては、『合併後 2 つ以上の農業委員会を設置』する場合ですが、設置選挙を行うという意味で、原則のパターンにあたるものであります。

農業委員会等に関する法律施行令第1条の3の規定では、合併後の新市町村が、「市町村の区域面積が2万4,000ヘクタールを超えるか、または農地面積が7,000ヘクタールを超える」場合は、「市町村に2つ以上の農業委員会を設置することができる」とされているところでありまして、合併後50日以内に、設置される農業委員会ごとに「設置による一般選挙」を行うものであります。

につきましては、『合併後2つ以上の農業委員会を設置』する場合で、在任特例を適用するパターンであります。「合併後2つ以上の農業委員会を設置」する場合におきましても、先ほど、で説明を致しました在任特例を適用することができることとされているところでありまして、

定数、在任期間及び期間経過後の選挙の取扱いにつきましては、と全く同様となっているところでありまして、

につきましては、『合併後従前の区域^{じゅうぜん}どおりに複数の農業委員会を設置』する場合がありますが、これは、合併特例法によらず、農業委員会等に関する法律に基づく特例であります。

合併後の市町村が、先ほどで説明を申し上げましたように、市町村の区域面積、または農地面積の要件を満たしている場合には、2つ以上の農業委員会を置くことができることとされているものですが、農業委員会等に関する法律第34条で、「設置される農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域とするときは、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。」と規定されているところでありまして、

4ページから6ページにつきましては、農業委員会委員の定数及び任期に関する法令として、「農業委員会等に関する法律」、「同法施行令」、「市町村の合併の特例に関する法律」の抜粋^{ぼつすい}を載せておりますので、のちほどご覧頂きたいと存じます。

7ページ、8ページには、先進事例を載せております。

議案書の10ページをご覧下さい。

調整方針と致しましては、

『新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。

1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。』と、するものであります。

なお、統合までの間、従前どおり農業委員会を設置することとした理由と致しましては、「農業者の財産を預かるという特殊性を有する農地移動適正化あっせん事業は、更別村及び忠類村では農業委員会、幕別町では農業振興公社と、実施主体が

異なっているために、新町全域における農地流動化のあり方、農業振興とのかかわりを含めまして、調整に相当の期間を要する。」と、されたものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明については、以上のとおりであります。

協議は次回と致しますけれども、今の協議第 21 号の提案内容について、ご質問等がございましたら、お受け致します。

本多委員。

委員（本多芳宏） 「なお、統合するまでの間」とありますけれども、この間というのは、概ねどの程度の期間をいわれているのでしょうか。

議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） その間、するときといいますのは、いわゆる 3 年任期でいきますけれども、それが 3 年目なのか、6 年目なのかということについては、具体的なところは、まだ至っていないやに聞いております。ただ、できるだけ早期にという思いはあるとのこと、お聞き致しております。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 本多委員。

委員（本多芳宏） やはり今回の合併については、行革なのでね、やっぱり期間というのは決めておかないと、いつまでもダラダラ、なっているということは、この行革に反するのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

議長（岡田和夫） それでは、部会長の方から答えを致します。

農業委員会部会長（長屋忠弘） 農業委員会の部会長でございます。

ただ今の件でございますけれども、この結論を出すに至りましては、各農業委員会の代表者の方、会長さん、職務代理者の方を交^{まし}えまして、数回の協議をさせて頂いてきたところでございます。

その中で、今、お話のありましたとおりの考^たえに立ったわけでございますけれども、事務局の方からもお話のありましたとおりの中の事情等もございまして、現段階での期限等につきましては、定めるのは適当ではないという、部会での結論に至ったわけでございます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） ほか、ないですか。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） 資料の 3 ページの 5 番目。

これは説明ではね、農業委員会法によってということ、金子局長、今、説明しましたね。ここです、ね、「特例」と書いてあるのですけれども、これは農業委員会法で特例というふうになっているんですか。

それでなければ、合併の方の特例というふうに勘違いする面があるんですよ。だ

から、これは農業委員会法だけに則^{のつと}ってとするならば、「特例」というのは、やっぱり削除しないと誤解を招くというふうに考えますが、その点、どうなんですか。
議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） 資料で申し上げますと、5 ページになりますが、農業委員会等に関する法律の続きであります。34 条にその「特例」という言葉が出てまいります。

確かに、合併特例法の特例というふうに勘違いされる向きがありますけれども、先ほど、ご説明申し上げましたように、それとは別な、農業委員会法における特例というふうにご理解を頂ければというふうに思います。

境界の変更の場合の特例、第 34 条の特例という意味合いでございます。

委員（齊藤順教） そしたら、これは農業委員会 34 条の特例ということで理解していいんだね、合併特例の関係とは違うと。こういうことだけ確認しておきたいんですよ。そうでないと、誤解を招く場合も出てくるものですから、あえて今。では、34 条の特例ということで。

わかりました。了解しました。

議長（岡田和夫） ほか、よろしいでしょうか。

杉坂委員。

委員（杉坂達男） 暫時^{ざんじ}、休憩を求めます。

議長（岡田和夫） 休憩の声がありますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） 休憩します。

15 : 03 休憩

15 : 06 再開

議長（岡田和夫） それでは、休憩を解いて再開致したいと思いますが、これらにつきまして、他にご意見がございましたら、また、次回の法定協議会の中で、お伺いを致したいというふうに思います。

ご質問については、以上で止めてよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、他にご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 22 号 保健・医療事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 13、協議第 22 号、「保健・医療事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 22 号、「保健・医療事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 11 ページ、資料は 9 ページからになりますが、まず、資料の 9 ページをご覧ください。

健康増進計画につきましては、幕別町と更別村で策定されておりますが、策定年度及び計画期間に違いがあります。

調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

10 ページをご覧ください。

健康教育のうち、個別健康教育につきましては、国の制度により 3 町村ともに実施しておりますが、幕別町が^{こうしけつしよ}高脂血症など 3 種類、更別村が 2 種類、忠類村が 1 種類を指導の対象としており、幕別町が国の制度に近い形で実施しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により合併時に統合する。』と、するものであります。

集団健康教育につきましては、3 町村でそれぞれ独自の教育を実施致しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

12 ページをご覧ください。

母子健康教育につきましては、13 ページに至るまで、3 町村で幅広く、さまざまなメニューを実施しておりますが、事業内容に差異が大きく調整に時間を要しますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併する年度の翌年度に再編する。』と、するものであります。

14 ページをお開き下さい。

健康診査のうち、基本健康診査につきましては、3 町村ともに実施致しておりますが、対象者、委託先、個人負担等に差異があります。また、更別村国保診療所及び忠類診療所で健診を受ける場合においては、一定年齢に該当する方は無料となっておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

人間ドックにつきましては、3 町村ともに実施しておりますが、対象者、委託先、個人負担に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

15 ページをご覧ください。

脳ドックにつきましては、幕別町と更別村で実施を致しておりますが、対象者、委託先、個人負担に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、

『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

成人歯科健康診査につきましては、幕別町のみで実施を致しておりますが、新町の事業として拡大することが望ましいと思われまことに、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』とするものであります。

母子健康診査のうち、妊婦健康診査につきましては、北海道と北海道医師会との協定に基づく医療機関への委託により、3町村ともに同一の内容で実施しているところではありますが、乳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、歯科健康診査とフッ素塗布とふにつきましては、対象者、実施回数、個人負担など、3町村の実施内容に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併する年度の翌年度に再編する。ただし、妊婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

17ページをご覧ください。

機能訓練事業につきましては、3町村ともに実施致しておりますが、対象者、実施回数、利用料に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併する年度の翌年度に再編する。』と、するものです。

18ページをご覧ください。

検診業務につきましては、18ページから22ページにかけて、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症こつそしょうしょう検診、結核検診、肝炎ウィルス検診、エキノコックス症検診と、合計9つの検診がありますが、いずれの検診につきましても、対象者、委託先、個人負担など、3町村の実施内容に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

23ページをご覧ください。

予防接種のうち、三種混合につきましては、3町村ともに実施を致しておりますが、実施方法に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、実施方法については、新町において調整する。』と、するものであります。

麻疹ましんにつきましては、3町村ともに同じ内容で実施しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

風疹ふうしんにつきましては、3町村ともに実施しておりますが、実施方法に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、実施方法については、新町において調整する。』と、するものであります。

24ページをご覧ください。

ポリオ、BCGにつきましては、3町村ともに同じ内容で実施を致しております

ことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

学童二種混合と、25 ページになりますが、高齢者インフルエンザにつきましては、3 町村ともに実施しておりますが、実施方法に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、実施方法については、新町において調整する。』とするものであります。

心のデイケアにつきましては、更別村のみで実施を致しておりますが、新町の事業として拡大することが望ましいと思われまことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として合併時に再編する。』と、するものであります。

26 ページをご覧ください。

診療所につきましては、幕別町では、へき地診療所 5 カ所が公設公営で、巡回診療により運営されております。更別村では、更別村国保診療所が公設公営で運営されております。忠類村では、忠類診療所が公設民営で運営されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

29 ページをご覧ください。

歯科診療所につきましては、更別村に更別村歯科診療所が、忠類村に忠類歯科診療所が設置され、ともに公設民営で運営されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

30 ページをご覧ください。

老人医療費助成事業につきましては、北海道医療給付事業補助要綱に沿って、3 町村ともに同じ内容で実施致しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

31 ページをご覧ください。

重度心身障害者医療費助成事業並びに 33 ページになりますが、ひとり親家庭等医療費助成事業につきましても、北海道医療給付事業補助要綱に沿って、3 町村ともに実施を致しておりますが、忠類村におきまして、3 歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合に、初診時一部負担金を助成しておりますことから、新町に拡大した場合の財政負担を考慮致しまして、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。』と、するものであります。

34 ページをご覧ください。

乳幼児医療費助成事業につきましては、3 町村ともに実施致しておりますが、更別村のみが対象者の所得要件を設けておりません。また、3 歳未満を除く対象者が市町村民税課税世帯に属する場合、幕別町は医療に要する費用の 1 割相当額を助成するのに対し、更別村及び忠類村におきましては、2 割相当額を助成しております

ことから、これを新町に拡大した場合の財政負担を考慮致しまして、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により合併時に統合する。』と、するものであります。

35 ページから 37 ページにかけましては、保健・医療事業の取扱いに関する法令と致しまして、「健康増進法」、「母子保健法」、「予防接種法」、「結核予防法」の抜粋を載せております。

38 ページにつきましては、先進事例を載せております。

議案書の 11 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。

現行のとおり新町に引き継ぐもの。

合併時に統合するもの。

合併時に再編するもの。

新町において再編するもの。

3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。

6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。』

と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 22 号の提案内容について、ご質問をお受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 23 号 農林水産関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 日程第 14、協議第 23 号、「農林水産関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 23 号、「農林水産関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 12 ページ、資料は 39 ページからになりますが、まず、資料の 39 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画につきましては、3 町村ともに策定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

40 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想につきましては、3 町村ともに策定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新構想が策定されるまでの間は、現構想を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

地域農業マスタープランにつきましては、3 町村ともに策定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新プランが策定されるまでの間は、現プランを新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

41 ページをご覧ください。

農畜産物加工実習施設につきましては、幕別町に幕別ふるさと味覚工房^{みかくこうぼう}、更別村に、ふるさと館食品加工研修室が設置されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

42 ページをご覧ください。

農作物試験展示圃場^{ほじょう}につきましては、幕別町及び更別村に設置されておりますが、町単独の試験圃場としての機能や、将来に渡って果たす役割・使命などについて検討をする必要もありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については新町において調整する。』と、するものであります。

標準小作料につきましては、3 町村における標準額の設定方法に差異がありますとともに、旧町村界を挟んで隣接する農地の標準額^{はさ}の調整の必要もありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において再編する。』と、するものであります。

43 ページをご覧ください。

農業後継者育成奨学資金貸付事業につきましては、忠類村のみで実施されておりますが、新町に拡大した場合の財政負担を考慮致しまして、調整の具体的内容につ

きましては、『合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

農業ゆとりみらい総合資金貸付事業につきましては、幕別町のみで実施されておりますが、新町の事業として拡大することが望ましいと思われまことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

44 ページをご覧ください。

結婚祝金につきましては、更別村でのみ農業後継者結婚祝金事業が実施されておりますが、新町に拡大した場合の財政負担を考慮致しまして、調整の具体的内容につきましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。』と、するものであります。

なお、結婚を祝う類似事業^{るいじ}と致しまして、幕別町では、幕別町農業振興公社が実施するグリーンパートナー対策事業、忠類村では、定住化促進事業として結婚祝金の制度がありますが、これらの事業につきましても、結婚祝金と同様の調整をすることとされているところであります。

45 ページをご覧ください。

酪農・肉用牛近代化計画、飼料増産推進計画につきましては、3 町村ともに同一の策定年度、計画期間、計画内容で策定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』とするものであります。

46 ページをご覧ください。

町村有牧場につきましては、幕別町に幕別町育成牧場として 1 地区、更別村に更別村営牧場として 1 地区、忠類村に忠類村営放牧利用施設として 5 地区が設置、運営されておりますが、新町における適正な施設能力・規模を考慮する必要がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。』とするものであります。

農業農村整備事業管理計画につきましては、国営、道営、団体営等の各種土地改良事業を対象とした管理計画で、3 町村ともに同一の策定年度、計画概要で策定されております。

また、47 ページになりますが、森林整備計画につきましても、3 町村ともに同一の策定年度、計画期間、計画内容で策定されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

町村有林整備事業につきましては、幕別町及び忠類村では直営林及び分収林^{ぶんしゅうりん}として、更別村では直営林として、森林整備計画に基づく施業^{せぎょう}をしてありますが、植栽^{しょくさい}

樹種^{じゆしゆ}がそれぞれ異なるなど、施業内容に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において再編する。』と、するものであります。

育苗センターにつきましては、忠類村のみに設置されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

48 ページには、農林水産関係事業の取扱いに関する法令と致しまして、「農業振興地域の整備に関する法律」の抜粋を載せております。

また、49 ページ、50 ページには先進事例を載せております。

議案書の 12 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。
- 3 標準小作料については、新町において再編する。
- 4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。
- 6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。
- 9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 11 町村有林整備事業については、新町において再編する。
- 12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、

するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 23 号の提案内容について、ご質問があれば、お受け致します
ございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がないようですので、協議につきましては、次回に行いま
す。

[協議第 24 号 商工労働観光事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 日程第 15、協議第 24 号、「商工労働観光関係事業の取扱いにつ
いて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 24 号、「商工労働関係事業の取扱いについて」につつまし
て、ご説明申し上げます。

議案書は 13 ページ、資料は 52 ページからになりますが、まず、資料の 52 ペ
ージをご覧下さい。

中小企業融資事業につきましては、3 町村ともに実施を致しておりますが、貸付
対象者、資金の種類、貸付条件、補助制度に差異がありますことから、調整の具体
的内容と致しましては、『合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資につ
いては、新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

53 ページをご覧下さい。

中小企業利子等補給事業につきましては、更別村及び忠類村で実施致してありま
すが、新町になった場合におきましては、融資枠確保の点も含め、前のページでご
説明申し上げました中小企業融資事業に一本化することが可能でありますことか
ら、調整の具体的内容と致しましては、『中小企業融資事業として合併時に再編す
る。』と、するものであります。

54 ページをご覧下さい。

小規模企業振興資金貸付事業につきましては、幕別町のみ実施致しておりますが、
貸付実績が極端に減少傾向を示しており、中小企業融資事業に一本化することが可
能でありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に廃止する。』
と、するものであります。

勤労者対策事業のうち、勤労者福祉資金貸付事業につきましては、幕別町のみが
実施を致しておりますが、新町の事業として拡大することが望ましいと思われま
すことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編
する。』と、するものであります。

55 ページをご覧下さい。

商工業後継者結婚祝金事業につきましては、更別村のみ実施を致しておりますが、

農業後継者との^{きんこう}均衡や、新町に拡大した場合の財政負担を考慮致しまして、調整の具体的内容につきましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。』と、するものであります。

中小企業退職金共済制度奨励事業につきましては、忠類村のみ実施しておりますが、新町に拡大した場合の財政負担を考慮致しまして、調整の具体的内容につきましては、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

勤労者生活資金貸付基金につきましては、幕別町のみで実施致しておりますが、貸付実績が^{きわ}極めて少ないことから、調整の具体的内容と致しましては、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

56 ページをご覧ください。

消費者相談事業につきましては、幕別町のみ専任の相談員を配置して実施致しておりますが、新町の事業として拡大することが望ましいと思われまことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

消費生活モニターにつきましては、更別村のみで設置しておりますが、新町としての必要性や消費者相談事業の実施による消費者保護の向上などを考慮致しまして、調整の具体的内容につきましては、『合併時に廃止する。』と、するものであります。

観光イベント事業につきましては、幕別町において、まくべつ夏フェスタ、まくべつ産業まつり、まくべつ冬まつりが、更別村において、さらべつふるさとまつりが、忠類村において、忠類どんとこい村祭り、ふるさと盆踊り大会、ナウマン全道そり大会が、それぞれ実施されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において調整する。』と、するものであります。

57 ページの中ほどになりますが、観光施設のうち、スキー場につきましては、幕別町に^{あけの が おか}明野ヶ丘スキー場が、忠類村に^{はくぎんだい}白銀台スキー場が設置されております。

58 ページになりますが、観光宿泊施設につきましては、更別村にさらべつカンントリーパークが、忠類村にナウマン温泉アルコ^{にいさんろく}236 が設置されております。

59 ページになりますが、物産センターにつきましては、更別村に更別村情報拠点施設が、忠類村に物産センターが設置され、それぞれ第3セクターにより管理運営されております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

60 ページ、61 ページには先進事例を載せております。

議案書の 13 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。』

- 2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。
- 3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。
- 4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。
- 5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。
- 7 消費者相談事業については、合併時に再編する。
- 8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。
- 9 観光イベント事業については、新町において調整する。
- 10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。」と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 24 号の提案内容について、ご質問をお受け致します。

額部委員。

委員（額部太郎） 資料の 53 ページなんですけど、中小企業の融資事業に関して。

ひとつに、指定金融機関の 3 町村で異なる部分がございます。本町においては北洋銀行、十勝信用組合幕別支店、帯広信用金庫札内支店、2 村は国民生活金融公庫等あります。一応、合併時に再編するということになっているんですけど、このあたりの指定金融機関の関係、参考までに聞きたいんですけど。どうこれから対処するか。

議長（岡田和夫） 局長。

局長（金子隆司） この資金につきましては、金融機関に一定額を預託^{よたく}を致しまして、2 倍、あるいは 3 倍という申し合わせの中で、貸付事業が行われているというのが実態であります。

幕別町におきましては、指定金融機関、北洋銀行が指定されております。更別、忠類におきましては、信金さんが指定を受けている、信金さんが指定を受けているというか、預託先の契約相手になっていると。

今後におきましても、その辺の調整をしていかなければならないというふうには、理解を致しております。

以上でございます。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

ほかは、ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、他にご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 25 号 学校教育関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 日程第 16、協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 25 号、「学校教育関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 14 ページ、資料は 62 ページからになりますが、まず、資料の 62 ページをご覧ください。

小学校及び中学校の通学区域につきましては、資料の 70 ページをお開き下さい。

別紙 1 と致しまして 3 町村の小学校の学校名、学級数、児童数、その学校に係る通学区域などを載せております。

学校数と致しましては、幕別町に 9 校、更別村に 2 校、忠類村に 1 校の小学校が設置されております。

71 ページには、別紙 2 として 3 町村の中学校の学校名、学級数、生徒数と、その学校に係る通学区域などを載せております。

学校数と致しましては、幕別町に 4 校、更別村に 1 校、忠類村に 1 校の中学校が設置されております。

62 ページにお戻り下さい。

調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

特認校とくにんこうにつきましては、幕別町の途別とべつ小学校が、周辺環境や教育環境を理解して入学を希望する保護者の児童を、通学区域以外からも受け入れる特認校となっております。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

63 ページをご覧ください。

スクールバス運行事業につきましては、3 町村ともに運行致しておりますが、住民利用に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。』と、するものであります。

高度へき地に係る助成事業につきましては、幕別町におきまして、国の補助制度に沿った事業として、3 級のへき地学校に通学する児童・生徒に対するへき地児童生徒援助費等補助金を支給しております。更別村と忠類村には 3 級へき地学校はあ

りません。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

64 ページをご覧ください。

要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業につきましては、国の要綱に沿って3町村ともに実施を致しておりますが、幕別町と忠類村が同一内容となっており、更別村とは、支給対象、支給費目及び金額に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。』と、するものであります。

65 ページをご覧ください。

特殊教育に係る就学奨励事業につきましては、3町村ともに国の要綱に基づき同一内容で実施致しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

66 ページをご覧ください。

公立幼稚園につきましては、幕別町に1園、更別村に2園設置されておりますが、保育時間と保育の項目、休業日等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。』と、するものであります。

67 ページをご覧ください。

私立幼稚園就園奨励費補助事業につきましては、幕別町及び更別村におきまして、同一内容で実施されておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

68 ページをご覧ください。

私立幼稚園入園料及び保育料補助事業につきましては、幕別町のみ実施致しておりますが、新町の事業として拡大することが望ましいと思われまことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

69 ページをご覧ください。

学校給食につきましては、3町村ともに直営センター方式で設置・運営しておりますが、給食費や会計方式、給食形態の主食メニュー等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。』と、するものであります。

70 ページ、71 ページには、先ほどご説明申し上げました、小学校及び中学校の通学区域を載せております。

72 ページ、73 ページには、先進事例を載せております。

議案書の14 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては

- 『 1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。
- 4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。
- 6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。
- 8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。
- 9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。
- 10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。』と、

するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 25 号の提案内容について、ご質問をお受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 26 号 社会教育関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 17、協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 26 号、「社会教育関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 15 ページ、資料は 74 ページからになりますが、まず、資料の 74 ペー

ジをご覧ください。

生涯学習推進計画につきましては、3町村ともに、生涯学習または社会教育中期計画として策定されておりますが、策定年度、計画期間、基本目標等に差異があります。調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

75 ページをご覧ください。

成人式につきましては、3町村ともに実施をしておりますが、開催日、実施内容及び記念品等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において調整する。』と、するものであります。

高齢者学級につきましては、3町村ともに設置されておりますが、事業内容に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において調整する。』と、するものであります。

町村指定文化財につきましては、幕別町のみ民俗文化財と無形文化財が指定されております。なお、無形文化財の安東ウメ子さんあんどうにつきましては、先にお亡くなりになりましたので、資料の項目から削除をお願いしたいと存じます。調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

76 ページをご覧ください。

図書館、図書室につきましては、幕別町に幕別町図書館と札内分館が、更別村に更別村農村環境改善センター図書室が、忠類村に忠類村ふれあいセンターふくじゅ福寿図書室が設置されておりますが、開館時間、休館日、貸出及び返却に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。開館時間は、10時から18時、毎週木曜日10時から20時とする。休館日、貸出及び返却は、幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

77 ページをご覧ください。

移動図書館につきましては、幕別町のみ実施致しておりますが、新町の事業として拡大することが望ましいと思われまますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町の事業として、合併時に再編する。』と、するものであります。

78 ページをご覧ください。

学校開放事業につきましては、3町村ともに実施しておりますが、開放施設、事業内容、許可対象に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。』と、するものであります。

79 ページをご覧ください。

町村民体育祭につきましては、忠類村のみ開村記念村民大運動会を実施しておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『事業のあり方について、合併時まで調整する。』と、するものであります。

80 ページをご覧ください。

国際交流員につきましては、3 町村ともに設置しておりますが、職務の内容に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。』と、するものであります。

81 ページをご覧ください。

スポーツ表彰につきましては、3 町村ともに実施しておりますが、褒章の種類、対象となる成績等に差異があります。なお、更別村の教育委員会教育奨励賞は、学校教育分野の表彰となっております。調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

文化表彰につきましては、3 町村ともに実施しておりますが、褒章の種類、対象となる成績、功績等に差異があります。また、先ほども申し上げましたように、更別村の教育委員会教育奨励賞は、学校教育分野の表彰となっております。調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

82 ページ、83 ページには先進事例を載せております。

議案書の 15 ページをお開き下さい。

調整方針と致しましては、

- 『 1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 成人式については、新町において調整する。
- 3 高齢者学級については、新町において調整する。
- 4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 図書館（室）については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。
- 6 移動図書館については、合併時に再編する。
- 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。
- 8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。
- 9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。
- 10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 以上で、協議第 26 号の提案について説明がありました。これらにかかわりまして、ご質問がございましたら、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[第 8 回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） 日程第 18、「第 8 回協議会の開催期日」につきましては、8 月 10 日、火曜日、午後 2 時から、幕別町札内福祉センターにおいて開催を致します。

会議の開催案内につきましては、後日、文書をもってお知らせを致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

この際ですから、皆さんほうから何かございましたら、ご意見等伺いたいと思えますが、ありますでしょうか。

よろしいですか。

（はいの声あり）

[国民健康保険税説明]

議長（岡田和夫） それでは、本日お手元に、先般、提出を求められました参考資料として、国民健康保険税につきましての資料を配付させて頂いております。

事務局より若干、説明をさせて頂きます。

事務局長。

局長（金子隆司） 前回の協議会におきまして、更別村の本多委員からご要望のありました国民健康保険税の試算モデルにつきまして、お手元に配付をさせて頂いたところではありますが、若干のご説明をさせて頂きます。

この試算につきましては、低所得者層、中間層、高所得者層の 3 つの階層ごとに、代表的な世帯モデルを設定致しまして、この世帯モデルごとに、3 町村の現行税率を適用した場合に積算される国保税額を対比したものであります。

従いまして、不均一課税期間経過後、税率が統一された場合の税額が必ずしもモデル上の幕別町の税額になるというものでないことを、ご理解を頂きたいというふうに思います。

それでは、資料に従いまして、ご説明を申し上げます。

1 番目の『現行税率』につきましては、3 町村の現行税率を記載しておりますが、所得割、資産割、均等割及び平等割の 4 つの区分ごとに算出された額を合算した額が国保税額になります。

所得割につきましては、表の下に 1 で注記してあります計算式で算出されました課税標準額に、医療保険分であれば、幕別町は 8.5%、更別村は 3.8%、忠類村は 3.6%を掛けますと、所得割額が算出されます。

資産割額につきましても同様に、2 の計算式で算出されました課税標準額に、各町村の税率を掛けますと、資産割額が算出されます。

均等割につきましては、世帯の中の被保険者数にそれぞれの町村の金額を掛けると均等割額が算出されます。

平等割につきましては、1 世帯あたりの税額であります。

前段申し上げましたように、4 つの計算で算出されました額を合計することにより、国保税額が算出されることとなります。

ただし、医療保険分、介護保険分とも課税限度額が定められておりますことから、課税限度額が税額の上限度額となります。

2 番目の『法定軽減制度』につきましては、世帯の総所得金額と被保険者数に応じて、均等割額と平等割額が軽減される制度のことです。

世帯の総所得金額が、「世帯の被保険者数別の総所得金額」欄に記載されている被保険者数に応じた金額以下の場合、表の左端にあります町村ごとの軽減率に応じて軽減されます。なお、この場合の、総所得金額につきましては、表の中ほどにあります算出計算式により算出されます。

3 番目の『収入別年割額試算モデル』につきましては、国民健康保険税加入者には多様な世帯の形態が見受けられますことから、低所得者、中間、高所得者の各階層ごとに、比較的納税者の多い所得層を選定致しまして、3 つのモデルを設定したところであります。

『A のモデル』につきましては、年金収入 200 万円の一般の年金受給者を想定したものであります。

世帯構成等につきましては、66 歳の世帯主が厚生年金を受給、妻は 65 歳未満のため年金は未請求、前年所得を 60 万円、固定資産税額を住宅部分の 5 万円と仮定しております。

この場合、幕別町及び忠類村におきましては 5 割軽減、更別村におきましては 4 割軽減に該当するため、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額から、均等割額と平等割額の合算額に軽減率を掛けた額を差し引いた額が、表の一番下にあります課税額となります。

この結果、医療保険分にかかります国保税額は、幕別町の税率を適用した場合には 7 万 5,900 円、更別村の税率を適用した場合には 6 万 100 円、忠類村の税率を適用した場合には 6 万 4,200 円と試算されるところであります。

『B のモデル』につきましては、前回決定されました調整方針によって、最も影響を受けると予測される、給与収入 300 万円クラスのいわゆる、中間層を想定した

ものであります。

世帯構成等につきましては、世帯主 35 歳、妻 33 歳、8 歳と 6 歳の子供の 4 人家族、世帯主が個人経営の会社又は事業所から給与収入を受けており、前年所得が 192 万円、賃貸住宅に居住していることと仮定しております。

なお、介護保険分につきましては、『1 現行税率』の表の左下にある矢印のところに書かれておりますように、40 歳以上 65 歳未満のいる世帯に課税されますことから、この世帯には課税されません。

医療保険分にかかわる試算結果は、幕別町の税率適用で 29 万 1,100 円、更別村で 14 万 6,400 円、忠類村で 18 万 4,200 円となったところであります。

『C のモデル』につきましては、中堅クラスの農家で、事業所得が 500 万円、妻が農業専従者として 240 万円の給与が支払われているということ想定したものであります。

世帯構成等につきましては、世帯主 50 歳、妻 45 歳、20 歳と 17 歳の子供は学生、前年所得は農業による事業所得 500 万円、妻の給与所得 150 万円、固定資産税額は 25 万円と仮定致しております。

この場合の医療保険分の試算結果は、幕別町の税率適用の場合には、67 万 7,400 円と課税限度額を超えているために、53 万円が課税額となります。

以下、更別村では 39 万 5,400 円、忠類村では 41 万 2,200 円と試算されたところであります。

4 番目につきましては、6 月 25 日の第 6 回十勝中央合併協議会で決定されました、税率に関する調整方針を載せております。

非常に簡単でございますが、説明とさせていただきます。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

今後の住民説明等の中で、参考にして頂ければというふうに思います。

[小委員会開催予定]

議長（岡田和夫） 事務局から、小委員会の開催予定日について、ご連絡を申し上げます。

事務局長。

局長（金子隆司） ご連絡を申し上げます。

小委員会の開催予定日ではありますが、「第 8 回新町建設計画小委員会」につきましては、8 月 2 日、月曜日、午後 2 時から、忠類村コミュニティセンターにて、開催予定であります。

会議の開催案内につきましては、後日、文書にて、お知らせを申し上げます。

以上でございます。

[閉会]

議長（岡田和夫） 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了を致しました。
大変、長時間にわたりまして、ご協議を頂き、誠にありがとうございます。
以上をもちまして、第7回十勝中央合併協議会を閉会致します。
どうもご苦労さまでした。

15:59 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年8月9日

議長（会長） 岡 田 和 夫

署名委員 渡 辺 春 雄

署名委員 赤 津 寛 一 郎